

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等（一覧）

令和5年4月27日現在

物質名	CAS RN	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	試料採取方法	分析方法	モデルSDSにおける推奨用途等※8
アクリル酸エチル	140-88-5	2 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	アクリル繊維原料、塗料・接着剤原料
アクリル酸メチル	96-33-3	2 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	アクリル繊維樹脂副原料、成形樹脂共重合用、塗料用アクリル樹脂原料、粘・接着剤用アクリル樹脂原料、汚泥処理用凝集剤原料
アクロレイン	107-02-8	—	0.1 ppm※1	固体捕集方法※3	高速液体クロマトグラフ分析方法	アクリル酸、アクリル酸低級アルキルエステル、DL-メチオニン、2-ヒドロキシアジブアルデヒド、1,2,6-ヘキサントリオール、リジン、グルタルアルデヒド、アリアルアルコールの中間原料
アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	50-78-2	5 mg/m ³	—	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	鎮痛剤、解熱剤、抗リウマチ剤、血小板集合抑制剤
アセトアルデヒド	75-07-0	—	10 ppm	固体捕集方法※3	高速液体クロマトグラフ分析方法	酢酸エチル合成原料、ペンタエリスリトール・グリオキザール・ピリジン・ラクトニトリル・酢酸合成原料、防かび剤、防虫剤、薬品（写真現像用、医療用）、燃料配合剤、接着剤、酢酸エチル・グリオキサール・クロトンアルデヒド・ピリジン原料、防腐剤、溶剤、還元剤
アセトニトリル	75-05-8	10 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	農薬・医薬・香料・染料有機合成用原料、抗生物質抽出剤、クロマト分離のキャリアー液等の抽出・分離用溶剤、カラーフィルム処理用溶剤、反応溶剤、精製溶剤、リチウム電池用有機電解液、ビタミンB1、サルファ剤の製造原料、ブタジエン抽出溶剤
アセトシニアノヒドリン	75-86-5	—	5 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	メタクリル樹脂の中間体原料
アニリン	62-53-3	2 ppm	—	ろ過捕集方法※4	ガスクロマトグラフ分析方法	医薬・染料中間体、香料、試薬／ウレタン中間体合成原料、染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	106-92-3	1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	シランカップリング剤の原料、アクリルゴムのモノマー、アクリル繊維や羊毛の改質、接着材、塗料用樹脂、ポリウレタンゴムの耐寒、耐油化、ポリエーテルゴムのモノマー等
アルファ-メチルスチレン	98-83-9	10 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	ABS（アクリロニトリルブタジエンスチレン）樹脂の耐熱・耐衝撃性の強化剤重合原料、ポリエステル樹脂・アルキッド樹脂改良剤重合原料
イソブレン	78-79-5	3 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	イソブレンゴム、ブチルゴム等のゴム類合成のための中間原料
イソホロン	78-59-1	—	5 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	塗料、缶コーティング、農薬
一酸化二窒素	10024-97-2	100 ppm	—	直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法※5	医薬（麻酔用）、冷媒、シリコンの酸化膜形成用、食品添加物
イブシロン-カプロラクタム※6	105-60-2	5 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	合成樹脂原料、合成繊維原料、ナイロン-6の原料
エチリデンノルボルネン	16219-75-3	2 ppm	4 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	高分子ゴム改質剤、塗料・接着剤原料
2-エチルヘキサン酸	149-57-5	5 mg/m ³	—	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	塩ビ安定剤、塗料・インキ乾燥剤、可塑剤原料
エチレングリコール	107-21-1	10 ppm	50 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	本物質の主な用途は、ポリエステル繊維原料、不凍液、グリセリンの代用、溶剤（酢酸ビニル系樹脂）、耐寒潤滑油、有機合成（染料、香料、化粧品、ラッカー）、電解コンデンサー用ペースト、乾燥防止剤（にかわ）、医薬品、不凍ダイナマイト、界面活性剤、不飽和ポリエステルである
エチレンクロロヒドリン	107-07-3	2 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	医薬品、農薬、染料などの中間体、重合調整剤、架橋剤
エピクロロヒドリン	106-89-8	0.5 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	エポキシ樹脂、各種溶媒、界面活性剤、安定剤、医薬品原料
2, 3-エポキシ-1-プロパノール※2	556-52-5	—	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	ビニル樹脂製造時の安定剤、グリセリン、グリシジルエーテル、グリシジルアミン合成の中間原料、合成油圧油添加剤、エポキシ樹脂希釈剤
塩化アリル	107-05-1	1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	アリル誘導体原料、農薬・医薬・香料・土壌改質剤原料／主にエピクロロヒドリン原料、アリルアミン原料
オルト-アニシジン	90-04-0	0.1 ppm	—	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	染料中間体
キシリジン	87-59-2	0.5 ppm	—	ろ過捕集方法※4	ガスクロマトグラフ分析方法	染料・顔料中間体、解熱鎮痛消炎剤（メフェナム酸）の製造原料
	87-62-7					農薬（殺虫剤）、染料、薬品、香料の合成中間体
	95-64-7					染料合成原料
	95-68-1					染料・顔料中間体
	95-78-3					アゾ染料中間体
	108-69-0					ビグメントレッド149の中間体

	1300-73-8					ビタミンB2の中間体、ゴム薬品・油性染料中間体 市販のキシリジンは主に、2,4-、2,5-、2,6-異性体の混合物である。キシリジン異性体の物理的性質はそれぞれ異なる。
クメン	98-82-8	10 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	有機合成原料（フェノール、アセトン）、ラッカー希釈剤
グルタルアルデヒド	111-30-8	—	0.03 ppm ^{*1}	固体捕集方法 ^{*3}	高速液体クロマトグラフ分析方法	写真用ゼラチンの架橋剤（硬膜剤）、皮革のなめし剤、紙・プラスチックなどへの定着剤、菌・消毒剤。
クロロエタン（別名塩化エチル）	75-00-3	100 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	エチルセルロース合成原料、ポリスチレン発泡助剤、オレフィン重合触媒原料、有機金属化合物原料、エチル化剤、農薬中間体
クロロピクリン	76-06-2	—	0.1 ppm ^{*1}	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	農薬（殺虫殺菌剤）
酢酸ビニル	108-05-4	10 ppm	15 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	酢酸ビニル樹脂・共重合樹脂原料、ポリビニルアルコール・ゴムペース原料
ジエタノールアミン	111-42-2	1 mg/m ³	—	ろ過捕集方法 ^{*4}	高速液体クロマトグラフ分析方法	ガス吸着剤、乳化剤・シャンプー原料、モルホリン原料、切削油
ジエチルケトン	96-22-0	—	300 ppm	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	医薬原料、有機合成原料
シクロヘキシルアミン	108-91-8	—	5 ppm	ろ過捕集方法 ^{*4}	イオンクロマトグラフ分析方法	ゴム用薬品、清缶剤、染料、顔料、染色助剤、殺虫剤、不凍液、防錆剤
ジクロロエチレン（1,1-ジクロロエチレンに限る。）	75-35-4	5 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	合成原料〔家庭用ラップ、包装用フィルム、その他加工品（人工芝、漁網等）、塩化ビニリデンラテックス、難燃性繊維〕
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	94-75-7	2 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	農薬（除草剤）
1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	農薬他
2,6-ジターシャリーブチル-4-クレゾール	128-37-0	10 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	有機ゴム薬品、老化防止剤、芳香族系有機薬品、食品添加物、酸化防止剤、香料中間体、化粧品原料
ジフェニルアミン ^{*6}	122-39-4	5 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	医薬・染料・有機ゴム薬品中間体／有機ゴム薬品の老化防止剤であるN-（1,3-ジメチルブチル）-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン等の合成原料、染料・医薬品の合成原料、重合禁止剤（フェノチアジン）の合成原料、安定剤（火薬用・塩素系溶剤用）
ジボラン	19287-45-7	0.01 ppm	—	溶液捕集方法	誘導結合プラズマ発光分光分析方法	エピタキシャルシリコンやドーパした酸化シリコンのデポジション、イオン注入のためのP型ドーパント 半導体用以外ではオレフィン重合触媒、還元剤、ロケット推進薬の火焰促進薬
N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	5 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	反応溶媒、精製溶剤、樹脂溶剤
ジメチルアミン	124-40-3	2 ppm	—	固体捕集方法 ^{*3}	高速液体クロマトグラフ分析方法	加硫促進剤、殺虫・殺菌剤、皮革の脱毛剤、医薬品（抗ヒスタミン剤）、界面活性剤、溶剤（ジメチルホルムアミド、ジメチルアセトアミド）などの原料
臭素	7726-95-6	—	0.2 ppm	ろ過捕集方法 ^{*4}	イオンクロマトグラフ分析方法	農薬（土壌及び植物のくん蒸剤、メチルブロマイド、その他臭素配合剤）プラスチック（テレビ・電卓などの家庭電器類器具）化学合成繊維の難燃剤及び工業薬品（臭化物）
しょう腦	76-22-2	2 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	興奮剤、香料、防虫剤、セルロイド、フィルムの可塑剤、塗料ワニス
タリウム	7440-28-0	0.02 mg/m ³	—	ろ過捕集方法	誘導結合プラズマ質量分析方法	最終製品としては、タリウムは毒性が強いので、従来は化学薬品として少量使用される以外は光学レンズ向けと殺鼠剤・農薬（硫酸タリウム）に利用されていた。最近では、メタルの場合、水銀との合金の融点が-60℃という特色を有することから、極地の温度計やスイッチとして用いられるほか、銀との合金が耐食性合金に、また鉛との合金が特殊ヒューズに使われているが、用途が限定されているため使用量は少ない。
チオりん酸O, O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	333-41-5	0.01 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	液体クロマトグラフ質量分析方法	農薬（殺虫剤）
テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	97-77-8	2 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	有機ゴム薬品（加硫促進剤）
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	137-26-8	0.2 mg/m ³	—	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	殺菌剤、天然ゴム、合成ゴム用加硫促進剤。
トリクロロ酢酸	76-03-9	0.5 ppm	—	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	医薬原料、農薬（除草剤）、除たん白剤
1,2,3-トリクロロプロパン ^{*2}	96-18-4	—	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	洗浄剤、可塑剤原料
1-ナフチル-N-メチルカルバメート（別名カルバリル） ^{*4}	63-25-2	0.5 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	農薬（殺虫剤）

ニッケル	7440-02-0	1 mg/m ³	—	ろ過捕集方法	誘導結合プラズマ発光分光分析方法	ステンレス鋼、特殊鋼、メッキ（電気メッキ、化学メッキ）、電池（ニッケル水素電池、ニカド電池）、非鉄合金（管球・半導体材料、サーミスタ、形状記憶合金、パネ材料）、磁性材料（アルニコ磁石・軟質磁性材料）、その他（触媒、粉末冶金用原料、貨幣、ガラス・陶器の着色料等）
ニトロベンゼン	98-95-3	0.1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	アニリン原料、m-ジニトロベンゼン原料、m-クロロニトロベンゼン原料、m-ニトロベンゼンスルホン酸原料、染料・香料中間体
ノルマル-ブチル＝2，3-エポキシプロピルエーテル ^{※2}	2426-08-6	—	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	高分子改質剤
N-〔1-（N-ノルマル-ブチルカルバモイル）-1H-2-ベンゾイミダゾリル〕カルバミン酸メチル（別名ペノミル）	17804-35-2	1 mg/m ³	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	農薬（殺菌剤） 触媒・金属モリブデン・モリブデン塩原料、金属表面処理剤、セラミックス添加剤、焼結金属添加剤、難燃剤・減煙剤
パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7	10 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	防虫・防臭剤（衣料用防虫剤、トイレの防臭剤）、樹脂（ポリフェニレンスルフィド）合成原料、農薬・樹脂添加剤（紫外線吸収剤）中間体合成原料
パラ-ターシャリーブチルトルエン	98-51-1	1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	香料原料
ヒドラジン及びその一水和物	302-01-2	0.01 ppm	—	ろ過捕集方法 ^{※4}	高速液体クロマトグラフ分析方法	ロケット燃料（無水ヒドラジン）
	7803-57-8					エアバッグ用薬剤、発泡剤、清缶剤、医薬・農薬原料、エアバッグ用起爆剤／発泡剤原料、清缶剤・水処理剤、工業薬品合成原料、農薬合成原料、医薬合成原料
ヒドロキノン	123-31-9	1 mg/m ³	—	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	写真現像薬、ゴム酸化防止剤、染料等の中間合成原料
ビフェニル	92-52-4	3 mg/m ³	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	熱媒体、染色助剤
ピリジン	110-86-1	1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	医薬反応溶媒、無水金属塩の溶剤、界面活性剤原料、有機合成原料
フェニルオキシラン	96-09-3	1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	香料原料、合成樹脂原料
フェニルヒドラジン ^{※2}	100-63-0	—	—	液体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	写真薬・農薬・染料中間体、医薬品（アンチビリル）原料
フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンに限る。） ^{※2}	95-54-5	—	—	ろ過捕集方法 ^{※4}	高速液体クロマトグラフ分析方法	アゾ染料・白毛染料・ゴム加硫促進剤・写真現像薬原料
2-ブテナール	4170-30-3	—	0.3 ppm ^{※1}	固体捕集方法 ^{※3}	高速液体クロマトグラフ分析方法	ブタノール、ブチルアルデヒド等の合成原料
フルフラール	98-01-1	0.2 ppm	—	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 ^{※7}	溶剤、フラン樹脂原料、潤滑油精製、医薬品原料
フルフリルアルコール	98-00-0	0.2 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	フラン樹脂原料、樹脂変性剤、溶剤
1-ブロモプロパン	106-94-5	0.1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	医薬・農薬原料
2-ブロモプロパン ^{※2}	75-26-3	—	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	本物質の主な用途、排出源は合成原料（医薬中間体、農薬中間体、感光剤中間）とされている
ほう酸及びそのナトリウム塩（四ほう酸ナトリウム十水和物（別名ホウ砂）に限る。）	1303-96-4	ホウ素として0.1 mg/m ³	ホウ素として0.75 mg/m ³	ろ過捕集方法	誘導結合プラズマ発光分光分析方法	ほうろう鉄器・ガラス・陶磁器・顔料原料、コンデンサー用電極材
メタクリロニトリル	126-98-7	1 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	樹脂合成用
メチル-ターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）	1634-04-4	50 ppm	—	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法	ガソリンのオクタン価向上剤
4，4'-メチレンジアニリン	101-77-9	0.4 mg/m ³	—	ろ過捕集方法 ^{※4}	高速液体クロマトグラフ分析方法	4，4'-メチレンビス（フェニルイソシアナート）（MDI）・ポリメリックMDIの合成原料、エポキシ樹脂・ポリウレタン樹脂の硬化剤、染料中間体、エポキシ樹脂硬化剤
りん化水素	7803-51-2	0.05 ppm	0.15 ppm	固体捕集方法 ^{※3}	吸光光度分析方法	半導体用ガス、半導体中不純物拡散用ガス、農薬（殺虫剤）
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト-トリル）に限る。）	78-30-8	0.03 mg/m ³	—	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	可塑剤、難燃剤
レソルシノール	108-46-3	10 ppm	—	ろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法	タイヤ、コンベアベルト、駆動ベルト等の強化ゴム原料、木材の高級接着剤、染料、医薬の合成原料

備考

1 八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。

2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものであり、対象物質の当否の判断は、CAS登録番号ではなく、物質名に該当するか否かで行う。

3 ※1の付されている短時間濃度基準値については、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）5-1の(2)のイの規定を適用するとともに、同指針5-2の(3)の規定の適用の対象となる天井値として取り扱うものとする。

4 ※2の付されている物質については、発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質である。事業者は、この物質に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

5 ※3の付されている物質の試料採取方法については、捕集剤との化学反応により測定しようとする物質を採取する方法であること。

6 ※4の付されている物質の試料採取方法については、ろ過材に含浸させた化学物質との反応により測定しようとする物質を採取する方法であること。

- 7 ※5の付されている物質の分析方法に用いられる機器は、電子捕獲型検出器（ECD）又は質量分析器を有するガスクロマトグラフであること。
- 8 ※6が付されている物質については、蒸気と粒子の両方を捕集すべき物質であり、当該物質の試料採取方法におけるろ過捕集方法は粒子を捕集するための方法、固体捕集方法は蒸気を捕集するための方法に該当するものであること。
- 9 ※7の付されている物質の試料採取方法については、分析方法がガスクロマトグラフ分析方法の場合にあっては、捕集剤との化学反応により測定しようとする物質を採取する方法であること。
- 10 ※8は、職場のあんぜんサイトに掲載しているモデルSDSに推奨用途として記載されているもので、実際の用途はこれらに限られないことから、購入した製品のSDSにより、この一覧に該当する物質の含有を確認する必要があること。